

北九州市共同住宅等のごみ置場の設置及び管理に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、共同住宅等を建設しようとする建築主等に対し、ごみ置場の設置を指導することにより良好な生活環境を確保し、ごみ収集作業の安全と効率化をはかることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅等…「北九州市共同住宅等の建築計画及び管理に関する指導要綱」に定める、階数が2以上で、かつ、10戸を超える共同住宅及び長屋で、店舗・事務所等の用途と併用のものを含む。
- (2) 建築主等…共同住宅等の建築主、所有者又は管理者をいう。
- (3) ごみ置場…入居者の日常生活に伴って生じる一般廃棄物の持ち出し場所として屋外に設置された構造物で、市が直接ごみを収集するのに支障のないものをいう。

(面 積)

第3条 ごみ置場の面積は2㎡以上を確保するものとし、計画戸数が11戸を超えるときは、2㎡に11戸を超えた戸数1戸当たり0.1㎡を加えた面積以上を確保すること。

2 大規模の団地で2箇所以上のごみ置場を設置するときは、第1項に規定する面積は合計面積に適用する。ただし、この場合でもそれぞれのごみ置場の面積は2㎡以上を確保すること。

(規格、構造)

第4条 ごみ置場の規格、構造は次のとおりとする。

- (1) 開口部の幅 原則として2m以上とすること。
- (2) 奥行 50cm以上2m以下とすること。
- (3) 囲い 開口部を除き、高さ1m以上の補強コンクリートブロック等で囲むこと
- (4) 床面 コンクリート等で舗装し、汚水を洗浄できる構造とすること。

- 2 ごみ置場を良好に管理するため開閉扉を取り付けるときは、収集時に扉が容易に解放でき、道路の通行を妨げないで固定できる構造とし、開扉状態で原則として幅2m、高さ2mの開口部を確保できること。

(設置場所)

第5条 ごみ置場の設置場所は敷地の地上部分とし、幅4m以上の公共道路に面して設置し、道路面と高低差を設けないこと。

- 2 ごみ置場に収集車両が横づけでき、収集車両との間に電柱、交通標識、ガードレール、植栽等の障害物のない位置とすること。
- 3 やむを得ず公共道路(車道)に面して設置できない場合、若しくは世帯数が30世帯以上でかつ、収集車両が横づけできない場合は、収集車両が前進のままでごみ置場に横づけし、通り抜けできる通路又は転回場所を確保すること。
- 4 前項の場合、必要に応じて駐車禁止表示やカーブミラーの設置など、収集車両が進入、退出できるように措置を講じること。
- 5 建物敷地の形状等のやむを得ない理由により本要綱に規定するごみ置場が設置できず、廃棄物を建物内又は屋外の常時保管場所に保管するときは、収集日に決められたステーションまで運搬し集積すること。
- 6 前項により、既存又は新設のステーションを利用しようとするときは、近隣住民を協議の上、了解を得ること。

(維持管理)

第6条 共同住宅等の建築主等は、ごみ置場及びその周辺を清潔に保たてるよう居住者に周知し、協力を求める等適正に管理すること。

- 2 ごみ置場へのごみの持ち出しは収集曜日の朝8時30分までとし、収集後や収集日以外に持ち出さないこと。
- 3 収集作業に支障となる場所に車両の駐車や障害物の放置をしないこと。

(事前協議)

第7条 建築主等は、「北九州市共同住宅等の建築計画及び管理に関する指導要綱」第5条第1項第5号に定める事前協議をするときは、当該建築物の建築予定地を所管する環境センター所長(以下「環境センター所長」という。)に対し、位置図、ごみ置場の平面配置図、設計図を添付した「共同住宅等のごみ置場設置協議書」(様式第1号)を提出すること。

- 2 前項の事前協議をしなかった場合、若しくは協議成立の条件に違反して建築された場合はごみ置場からの収集をしないことができる。

(その他)

第8条 建築主等は、住民が入居する14日前までに、共同住宅等のごみ収集を担当する環境センター所長に対し、ごみ置場管理責任者を定めて収集依頼し、入居者には収集曜日とごみ持ち出しマナーの周知をはかること。

2 収集開始後においても、収集作業に安全衛生上問題があると認められる場合は、環境センター所長はごみ置場の改修、移設、変更を建築主等に要請できる。

3 前項の改善要請後、相当の期間においても正当な理由がなく改善されないときは、当該ごみ置場からの収集を中止することができる。

4 協議後において、建築主等がごみ置場を仕様変更、移設又は廃止しようとするときは、改めて協議すること。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年6月1日以降に建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築の確認申請をしようとする建築物から適用する。

付 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成31年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和2年11月1日から施行する。